

天皇記者会見記事一事件と新聞

占領期メディア史研究

有山輝雄

1、1945年9月中旬 二重権力状況

本論文は、アメリカの占領言論政策の形成から稿を起こした、筆者の一連の「占領期メディア史研究」の一環をなすものであるが、今回は1945年9月中旬から9月末天皇記者会見記事事件までの時期を扱うこととする。⁽¹⁾ この9月中旬から下旬という時期は、日本に上陸したアメリカ占領軍によるメディア統制が次第に進んでいく時期であるが、同盟通信社の業務停止、「朝日新聞」の発行停止、「ニッポンタイムス」の発行停止、天皇記者会見記事の発行停止など、衝撃的事件が短期日の間に続発した。戦前と戦中、国民世論を指導統制し、敗戦という危機に際し一層その権力の保持に務める日本政府及び日本マスメディアと、新たな統制を確立しようとする連合国占領軍とが、衝突を引き起こしたのである。

同盟通信社業務停止については、既に別にまとめたので、⁽²⁾ ここでは立ち入らず、まず最初に、9月中旬までの日米双方の動向について簡単に述べ、9月中旬がどのような状況であったのかを明らかにすることにする。

アメリカは、戦争中のかなり早くから日本占領計画を作成し、その中でマスメディアに対する基本政策も作られていたが、その基本政策は、言論の自由の実現、占領地管理と非軍国主義化のための検閲統制、民主主義啓蒙のためのメディア利用の三つを柱とするものであった。しかし、言うまでもなく自由化と検閲統制は矛盾する政策であり、その矛盾は、政策立案者の間でも意識され、厳しい統制の段階を限定するなど調整の努力ははらわれていたが、十分統合化される前に時間切れとなり、日本の敗戦を迎えることとなったのである。

1945年8月15日段階において、最も具体化されていた言論政策は、合衆国太平洋陸軍による民間検閲計画である。これは、軍事作戦遂行のために占領地の民間情報を検閲・諜報する作戦であり、南西太平洋地域の軍事作戦拡大

とともに、具体的必要性が生じ、実施部隊として CCD (Civil Censorship Detachment) が編成されていた。ところが、ポツダム宣言受諾による無血占領という情勢急変のために、この軍事作戦上の検閲部隊である CCD とその上部機関である CIS (Counter Intelligence Section) が、元来の任務を越えて、占領初期の言論政策全般の策定にあたることになったのである。

占領軍が当面の緊急課題としているのは、占領地管理のためのメディア統制であり、上陸した CIS、CCD は、その実施を急がねばならなかつたが、他方ではポツダム宣言で謳われている「言論、宗教及び思想の自由」を強く意識せざるをえず、9月8日の緒方竹虎内閣情報局総裁等日本の言論関係機関幹部との会談、9月10日に発した「言論及び新聞の自由に関する覚書」などで、日本側に示したのは言論の自由に対する「最少限の制限」であった。しかも、検閲統制を行う実働部隊は、準備が整つていなかつたため、新聞の事後検閲の方針が伝達されたが、実際には9月中旬まで具体的な検閲はほとんど実施されていなかつたのである。

一方、日本側について言えば、従来敗戦後の日本のマスメディアは占領軍から統制される側面のみが論じられているが、日本のマスメディアはたんに統制されるのを待っていたのではなく、敗戦という未曾有の危機に際し、国民世論の指導者という重大使命を自負し、そうした言論報道を行つていたことに注意する必要がある。8月15日以降も、内閣情報局等のマスメディア統制は持続し、またマスメディアも、こうした統制指導を積極的に受け協力していた。敗戦の衝撃に対する国民世論指導は、言論統制機関及びマスメディアの最重要の課題であり、彼等は国民意識の崩落を食い止め、「国体護持」の世論指導を徹底しようとしたのである。

政府機関及びマスメディアの世論指導にとって、最大の危惧は、占領軍のメディア政策であったが、占領軍は、最初の接触の時から「最少限の制限」方針を示し、日本側を安心させた。日本側は、言論の自由という原則を踏まえた「最少限の制限」という占領軍の枠組みを理解せず、占領軍の方針を甘く見ていたと言える。しかも、実際に統制がなかなか開始されなかつたから、マスメディアは、占領軍を牽制しながら、内閣情報局の世論指導の下に「国体擁護」の言論報道を続け、それが占領軍との衝突の伏線となつたのである。

こうした8月下旬から9月上旬の状況は、占領軍からすれば心外であり、マスメディア統制の具体化が急がれていた。9月14日の同盟通信社への業務停止命令を機に、占領軍は、日本のメディアへの統制強化をはかり、CCDフーバー大佐は、9月15日から同盟通信の事前検閲実施と国内通信再開を許可するとともに、古野伊之助同盟社長、河相達夫内閣情報局総裁、大橋八郎日本放送協会会长等言論報道界幹部を前に次のような演説を行った。「最高司令官は、日本政府、新聞放送が、9月10日の指令に対してとってきた行動に満足していない。(中略)マッカーサー将軍は、連合国がいかなる意味においても日本を対等とは見なしていないことを諸君がはっきり理解することを望んでいる。日本は、文明諸国の中の一員として権利をまだ示していない敗戦国なのである。諸君が国民に報道してきた色付きのニュースは、最高司令官が日本政府と交渉しているという印象を与えている。交渉などというものはまったく存在しない。(中略)諸君は、君たちの人民の真実を伝えていないという点で公安を害しているのであり、諸君は日本の置かれた実相についての不正確な姿を作りだしている。諸君は諸君が発行してきた記事の多くが虚偽であることを知っているはずだ。今後、日本国民に報道される内容は、より厳しく検閲される。新聞と放送については、百パーセントの検閲を実施する。虚偽の記事、誤解を与える記事は、今後許されない。連合国への破壊的批判も禁止される。(以下略)」。⁽³⁾

占領軍は、「國体護持」ために敗戦という事態ができるだけ仮装しようとする日本のマスメディアに大きな不満を持ち、同盟通信業務停止に示した強権を背景に、日本のマスメディアに彼等の置かれた状況を認識させようとしたのである。

CCDのフーバーは、この日、今後の方針に関する意見書を作成し、上司であるCISのソープ将軍のもとに提出した。ソープは、これを受けて、翌16日、ザーランド参謀長に今後の言論方針に関する意見書を上申した。⁽⁴⁾その要点は、第一に、検閲を実効あるものにするために、今後の方針を確立すること。CISはその原案作成の用意がある。それに関連して、内閣情報局解体は、日本に新聞の自由を樹立するという最高司令官の政策を実現することであり、新聞放送を政府の統制から解放し、政府の宣伝機会を奪うことになる。第二に、今や日本国民に啓蒙を行う時機であること。新聞放送を統制下におき、制限するだけで

なく、次のステップは、最高司令官の日本政府への命令やポツダム宣言から導き出される占領目的を実施するための情報を日本国民に提供することである。第三に、占領軍が、内閣情報局が果たしている役割を引き継ぐことである。新聞放送は、教育制度等とともに日本国民を再教育するための最も有力なメディアであるというのである。

この意見書は、メディアを統制した上で、自由化、啓蒙という占領前に構想されていた言論政策を本格化しようとするもので、その後の占領軍の政策展開にとって重要な諸点が含まれているが、ここでの問題関心から注目すべき点は、一つは、検閲の実効あるものにするための方針確立を提案していることである。これは、プレスコードに具体化していく。第二には、日本のマスメディアが敗戦の実情を報道していない背後に内閣情報局のメディア統制があると睨み、内閣情報局解体を提案していることである。その上で、占領軍が内閣情報局に代って、マスメディアを利用した宣伝啓蒙に乗り出そうというのである。

この上申に基づきプレスコードの作成は進められるのだが、その問題は後で述べることとし、内閣情報局の問題を先に取り上げれば、アメリカ占領軍は、敗戦以来の日本のマスメディアの報道に強い不満を持ちながら、それを日本のマスメディアの責任を見るよりも、内閣情報局を元凶と認識していたことが重要である。占領軍とすれば、内閣情報局を解体することによって、日本のマスメディアを内閣情報局の統制から「解放」し、報道も変えさせることができると考えていたのである。

このように9月中旬という時期は、占領軍によるメディア統制がようやく具体化し、また同時に占領軍による日本国民への宣伝啓蒙も開始されだした。他方、日本側では、戦争中以来一体化していた内閣情報局とマスメディアは、占領軍の圧を感じながらも、敗戦の危機を乗り切るための国民世論指導をなんとか維持しようとしていたのである。占領軍と日本側との二重権力のせめぎあい的な状況であった。

2、「朝日新聞」発行停止

こうした微妙な状況の中で、GHQは、日本政府に「朝日新聞」を9月18日

16時から9月20日16時までの間、発行停止させるよう命令を出した。⁽⁵⁾ 9月18日付けのソープから参謀長への上申書には、一、東京の二大新聞の一つである「朝日新聞」は、2日間の発行停止に倣する程度の検閲違反を犯した。二、当該新聞の編集方針は、1945年9月10日、日本政府への覚書のかたちで発せられ、9月14日に日本政府の直接且つ特別命令を添えて、日本政府から東京の新聞社に伝達された最高司令官の命令にまったく反している。三、この発行停止に含まれる基本的政策の性格と最大限の新聞の自由を維持するという最高司令官の使命を徹底させる観点から、日本政府に対する発行停止通達を朝日新聞社に転送させることの承認を得たいとある。⁽⁶⁾

これによれば、CCDおよびCISは、9月18日に2日間の発行停止を起案上申し、その日のうちに実施されることになる。しかも、「この発行停止に含まれる基本的政策の性格」という表現や通達を朝日新聞社に転送することなどから、これが、たんに朝日新聞社だけでなく、新聞界全体に対する見せしめ的効果を計算した命令であったことが伺える。同盟通信社への業務停止の際は、理由も明示されず一方的に通告しただけであったが、今回はCCDとして、9月16日演説の延長線上に、占領軍にとって好ましくない報道が何であるか、さらに占領軍の命令に従わなければ、どうなるかを劇的なかたちで示し、日本のマスメディアに理解させようとしたのである。実際、通達は、日本政府を通じて朝日新聞社に転送され、朝日新聞社は、その大阪版に掲載した。⁽⁷⁾

占領軍が通達した文書によれば、「朝日新聞」の違反記事は、第一に9月17日の“ATROCITIES IN THE PHILIPPINES, PEOPLE VOICE HEARD”という記事。第二に9月15日の鳩山一郎の“IDEA FOR THE NEW PARTY”と題する寄稿。第三、9月17日“YOKOHAMA AMERICANS CONTINUE NEGOTIATIONS WITH PREFECTURE”。第四、9月17日、“SHIPPING SITUATION EXTREMELY CRITICAL — PRESENT 420,000 TONS SUICIDAL”。第五に外電の選択仕方であるとされている。⁽⁸⁾

最初の9月17日“ATROCITIES IN THE PHILIPPINES, PEOPLE VOICE HEARD”という記事は、「求めたい軍の釈明“比島の暴行”発表へ国民の声」というのが原題で、前日の16日掲載された米軍の発表記事「“比島日本兵の暴状”太平洋米軍総司令部発表」に対する日本国民の声を報じるという形式をとった記事である。

この記事で、CCDが特に問題としているのは、一つは、米軍の発表した日本軍の暴虐について、米軍は「確実な出所がある」と言っているが「ほとんど全部の日本人が異口同音にいっていることは、かかる暴虐は信じられないということである」という箇所である。また一つは、こうしたことを「突如として米軍がこれを発表するに至った真意はどこにあるか」と疑い、「一部では、米軍の暴行事件の報道と日本軍の非行の発表とは何らかの関係があるのではないかとの疑問をもたらす向きもある」と占領直後の「米軍の暴行事件」に言及しながら米軍発表を暗に意図的宣伝にすぎないとしていること、さらに「日本が新たな平和への再出発にあたり、連合軍があくまで人道に立って正しく行動してもらいたい、と要望している」ことである。

次の9月15日の“IEDA FOR THE NEW PARTY”は、原題「新党結成の構想」の鳩山一郎インタビュー記事で、問題となったのは、鳩山の答えの部分「正義は力なりを標ぼうする米国である以上、原子爆弾の使用や無辜の国民殺傷が病院船攻撃や毒ガス使用以上の国際法違反、戦争犯罪であることを否むことは出来ぬであろう。極力米人をして罹災地の惨状を視察せしめ、彼ら自身自らの行為に対する報償の念と復興の責任とを自覚せしめること、日本の独力だけでは断じて復興の見通しのつかぬ事実を率直に披瀝し、(中略)あくまで彼をして日本復興に積極的協力を行わしむる如く力を致さねばならぬ」というところである。

この二つ以外の記事は、紙幅の関係上、いちいち引用しないが、比較的短い記事で、CCDが問題視していることは、ほぼ同じである。

これら記事を、CCDが9月10日通告への違反と見なしたのは、第一に連合国を批判し公安を害していること、第二に、連合国から見て「真実」でないことを報道していること、第三に、連合国に「要望」する、あるいは「彼をして日本復興に積極的協力を行わしむる」などと連合国と日本との関係を対等であるかのごとく述べていることである。

まず、最初に発行停止は英訳上の誤解のためだという説があるので、英訳を検討したが、記事原文は長文で、米軍の翻訳の全文を掲げるのも煩瑣であるので割愛するが、おおむね英訳は正確であると言える。ただ、最初の比島日本軍の残虐報告の記事は、「朝日新聞」としては、自紙の見解の直接的表明ではなく、

あくまで「国民の声」を報道するという客観報道記事の形式をとっており、鳩山のインタビューもあくまで鳩山の意見をそのまま掲載したという形式である。ところが、CCDの英文では「国民の声」であることを説明する部分は簡略化されており、後者も鳩山のインタビューであることは前書きされているが、内容をそのまま訳しているので、両者とも「朝日新聞」そのものの直接的見解表明であるかのごとくである。その点を CCD が誤解したと考えられなくもない。

しかし、これらの記事は、前者は「国民の声」の代弁、後者は鳩山の意見の報道、という客観報道であるかのような形式となっているが、「朝日新聞」が実際に「国民の声」を調査して報道したわけではなく、また、後者も、鳩山にインタビューを申し込み、それをそのまま掲載したのであるから、両者とも「朝日新聞」の編集意思が介在している。⁽⁹⁾ 寧ろ、客観報道という形式は、「朝日新聞」の主体的意思の不在を装うための戦術であり、CCD がその戦術を読み取ったが故に、事件が発生したと見ることができる。

「朝日新聞」を含め、敗戦前後の日本のマスメディアの言論報道については、改めて別稿で分析することとし、ここでの立論に必要なことだけ言及すれば、先にも触れた通り、敗戦前後を通じて日本のマスメディアは、基本的には内閣情報局等の統制指導のもとに、「国体擁護」のための国民世論指導に全力を傾注していた。周知の通り、敗戦という未曾有の危機に際し「国体護持」、天皇制維持は、当時の政治支配層の最大の関心事であったが、マスメディアも、そうであったのである。

その国民世論指導は、敗戦の衝撃の緩和、天皇の「聖慮」の強調、「国体」の健在の誇示など様々な側面を持って展開された。ポツダム宣言受諾に際し、強硬派の軍部をかわすために英文(subject to)を故意に「制限」と訳し、天皇制維持が確約されたという体裁をとったという著名な挿話と同様に、⁽¹⁰⁾ マスメディアは、天皇制の運命が定かでない状況にあって、寧ろ定かでないだけに一層、虚勢であろうとも国民に向かって「国体護持」を高唱し、国民の「国体」信念の動搖を防ごうとしたのである。敗戦を境に、日本のマスメディアの論調が一変したように説く向きもあるが、決してそのようなことはなく、寧ろマスメディアは戦争中も敗戦後も「国体護持」という点で一貫していた。

しかし、「国体護持」世論指導を紙面編集に具体化するについては、内閣情報局等から詳細な指示があるにせよ、容易に方向が見定め難く、混乱もあったはずである。朝日新聞社において、そうした世論指導方針が、編集方針として、どのように具体化されたかは、部内資料が公開されない現状では、論証に限界があるが、8月15日の編集局部長会議で、編集局長細川隆元は、「まあだんだん変えていくことにしよう」と、論調の急変を避け、徐々に新情勢に適応する態度を表明したという。ただ、後年、彼が「半分占領軍のいいつけどおり、また半分なんだかいまいましいような気持の、出たとこ勝負で、その日その日の新聞を作っていたというのが偽らぬ話であった」と語っている通り、⁽¹¹⁾ 徐々に変えるにしても、方針は確定せず、紙面の不統一も生じていた。⁽¹²⁾

問題となった記事について言えば、一つには占領軍による日本の戦争犯罪暴露に対して戦争中あるいは占領に伴う連合国軍側の「悪行」をあげて、国民の衝撃を緩和し、動搖を鎮静化しようとする、また一つは日本が連合国との交渉できる立場にあるかのような体面を保持し、「国体」の健在を国民に示す意図が伺える。

しかも、米軍発表の日本軍残虐記事批判については、「朝日新聞」が内閣情報局の意向を受けて、記事を掲げた可能性が濃厚である。残念ながら、それを直接示す資料はないが、記事は前述のごとく米軍発表の「真意」を疑い、「一部では、米軍の暴行事件の報道と日本軍の非行の発表とは何らかの関係があるのでないかとの疑問をもたらす向きもある」と書いている。ところが、「連合軍最高司令官ノ言論統制ト我方ノ措置並ニ将来ノ方針」(9月21日付)と題する内閣情報局文書には、これとほぼ同趣旨の記述があるのである。それには、米軍発表記事は、「我方新聞紙ノ連日ニ亘ル米進駐軍ノ不法行為ノ報道ニ対スル報復的措置トモ解セラル」とある。⁽¹³⁾ 内閣情報局文書は21日付けで、「朝日新聞」記事の後になっているが、米軍の記事発表の時点でも、占領軍の宣伝攻勢に警戒心を深めていた内閣情報局は、米軍発表を「報復的措置」と賤価しようとしたと推定できる。「朝日新聞」は、それを受け記事にした可能性が高い。「一部では」とは、内閣情報局及びその周辺では、という意味であったのではなかろうか。

また、CISのソープが後日入手した情報では、「新聞社内の情報源からの未確認情報によれば、宣伝路線によるニュース編集の命令は、政府機関と直接連絡のある朝日社内的人物によって出されている」と記録されている。⁽¹⁴⁾ 編集の幹部は、戦争中と同様、内閣情報局等と十分連絡し合いながら、紙面編集にあたっていたのである。

これらの点からすると、9月中旬までの、「朝日新聞」は、内閣情報局等と密接に連絡し合い、その世論指導方針に合せた編集をとり、時にそれが突出したと推定できる。しかし、それによって、発行停止を受けるとまでは予想していなかつたであろう。

「朝日新聞」にとって、発行停止は大きな衝撃であった。9月18日午後3時40分、4時からの発行停止を確認するため、CCDのリプレー少佐、ライアン少佐等が朝日新聞社を訪問し、村山長拳社長、千葉雄次郎編集総長、細川隆元編集局長、佐々弘雄論説主幹と面談した。その印象について、CCDは、会談の雰囲気は極めて冷たいもので、殊に社長のかもしだす緊張感があった。村山社長は、明らかにアメリカに嫌悪感を持っている。彼の態度は、敵意をあらわにしてはいないが、無礼といつていいほどである。彼と彼の新聞は、少なくも彼が友好的態度を示すまでは疑いをもって注視することが望ましいと記録報告している。⁽¹⁵⁾

恐らく、村山社長は、同盟通信社業務停止命令という前例もあることから、占領軍の出方に強い警戒心を抱き、その緊張振りがかえってCCDに悪印象を与えたのである。

朝日新聞社としては、危機を乗り切るために、占領軍側とのパイプを太くする必要があった。このため、発行停止の翌日19日午後2時、鈴木文四郎、千葉雄次郎、内閣情報局の寺本広作新聞課長が、CCDのフーバー大佐のもとを訪れ、「朝日新聞」の発行停止に関し率直な見解の交換を行なうこととした。⁽¹⁶⁾

会談は前日のそれと較べれば、ずっと和やかであったようだが、⁽¹⁷⁾ 日本側を代表して専ら話したのは、鈴木文四郎で、彼は発行停止の理由となった記事は誤解されており、個々の文章ではなく記事全体の意味を意味を汲み取ってほしいと弁明につとめている。個々の記事に関する鈴木の弁明はいちいち挙げないが、例えば日本軍の暴虐を「ほとんど信じられない」という意味は、「信じ難い

ほど恐ろしいこと」という意味であるといった言葉の補足説明であり、さらに全体的には「朝日新聞」は「自由主義的」な新聞であり、長期的に日本と連合国により好い相互理解を目指しているのだという陳弁である。

フーバーは、これに対し、「朝日新聞」の友好的意図は分かったが、今回の記事は違反であることを改めて述べた後、今後判断に迷う記事がある場合はCCDに直接問合せるよう助言している。

要するに、この日の会合において、朝日新聞社側は、米軍の暴行事件の事実をあげるとか、占領にあたっての日本側の要望を述べるとか、自らの編集方針の正当性を主張したのではない。まして、日本は無条件降伏したのではないか、占領軍と交渉できるなぞという主張はまったくなかった。⁽¹⁸⁾ 個々の文章では逸脱があったかもしれないが、記事全体は占領軍の命令に違反する意図はなかったし、「朝日新聞」は「自由主義的」新聞として、百パーセント協調的であるとひたすら弁明したのである。先述の通り、「朝日新聞」が占領軍を挑発したと感じられるところもあるのだが、発行停止を受けるや、「朝日新聞」は占領軍への悪意の不在、寧ろ善意を主張したのである。⁽¹⁹⁾

CCD側は、朝日新聞社幹部の態度に好印象を持ったようである。9月10日の通達にもかかわらず、それまで占領軍の意にそわない報道をおこなっていた「朝日新聞」が協調の態度を示したのであるから、発行停止の威嚇効果は十分あがったのである。それは、「朝日新聞」だけでなく、日本のマスメディア全体に及ぼすことが期待できた。

また、会合に内閣情報局の寺本広作新聞課長が同席していたことが注目される。日本のマスメディア全体を統制する立場にある内閣情報局としては、内閣情報局と無関係にCCDと朝日新聞社が直接接触するようなれば、その立場を失い、統制力を弱体化する恐れを感じなんらかのかたちで関与しようとしたのであろう。

会合席上、寺本は、48時間の発行停止を24時間に短縮できないかとフーバーに質問したが、フーバーは命令に変更はないとはねつけた。しかも、このやりとりに対し、朝日新聞社の鈴木は、これは内閣情報局の考え方であって、朝日新聞社の要望ではないと発言している。寺本の質問の狙いは、内閣情報局の

体面を保持するため、敢えて占領軍と折衝しようとしたのであろう。ところが、CCDはにべもなく拒否し、朝日新聞社は内閣情報局と一線を画す態度を示したのである。

こうした「朝日新聞」の態度は、「朝日新聞」が発行停止を契機に、マスメディア統制の力が、それまでの内閣情報局に代って占領軍に移りつつあることを実感し、自らの協調する相手を内閣情報局から占領軍に密かに移行しつつあることを意味していた。⁽²⁰⁾ しかも、それを占領軍の前で示すことに成功したのである。逆に、内閣情報局は大きく体面を失した。発行停止命令は、「朝日新聞」の態度を変えさせただけでなく、新聞社と内閣情報局との間にくさびを打ち込んだのである。

CISは、9月22日、その後の情報収集を含め、「連合国軍最高司令官の政策に対する朝日新聞の態度」と題する興味深い報告書を参謀長のもとに提出している。⁽²¹⁾ 同報告書の要点は次の通りである。第一に、朝日新聞社幹部がCCDを訪れ、「朝日新聞」が最高司令官の発表した日本再建政策にまったく一致していると最高司令官に伝えてほしいと要望した。第二に、そのスポークスマンは、本当に真摯な態度で、最高司令官は日本人を軍部から救い出してくれたと述べ、「朝日新聞」は全面的に協力すると誓った。さらに、日本人は既にアメリカを救助者と見なしていると説明し、ロシアは、突然の宣戦布告までは、宣伝によって友人だと信じ込まされていたが、今はそう見なしていないと付け加えた。第三は先に引用した箇所だが、「朝日新聞」の宣伝的記事は、内閣情報局と結びついた一部幹部の命令であり、このスポークスマンを含む自由主義的記者は、発行停止を歓迎している。以上の朝日新聞社幹部の穏健な態度と協力の誓約を斟酌したCCDは、「朝日新聞」の態度のしるしとして彼等が最高司令官の閲読を希望し提出した書簡と社説を添えて、彼等の意向を司令官に伝えることを彼等に約束したとしている。

占領軍側の記録があるので、占領軍が自らの枠組みで「朝日新聞」を理解した感は拭い難いが、それにしても、19日会談以降も朝日新聞社は占領軍に一層すりよった態度を示したのである。たんに、GHQの日本再建策に同意協力を表明しているだけでなく、占領軍の論理をいち早く察知し、それに迎合している。

即ち、「朝日新聞」は、戦争の責任を軍部に押しつけ、自分達自由主義者は「救護者」であるアメリカによって救い出された述べているが、軍部の圧迫から自由主義者を解放し民主主義を「復活」させるという発想は、占領政策形成段階からアメリカ側に見られ、⁽²²⁾ 例えばポツダム宣言にでも「民主主義の復活強化」という文言で表明されていたのを巧みに取り入れているのである。

占領軍からすれば、「民主主義の復活強化」という彼等の台本の適役として「朝日新聞」が登場してきたわけであるし、「朝日新聞」は、巧みにそれまでの衣裳を脱ぎ捨て、新しい配役を演じようとしているのである。しかも、連合国の中でもソ連には、非同調的態度を示し、ここでも、アメリカの意向を敏感に察知している。

この報告書には、朝日新聞社から提出された書簡と「朝日新聞」の協調態度の証明としてマッカーサー最高司令官のもとに差し出された社説が添付されていたはずであるが、どちらも原物を見出せなかった。⁽²³⁾ 状況から推定すると、社説は、発行停止から9月22日までの社説の一つで、恐らく9月22日の「戦争の責任果たして如何」である。⁽²⁴⁾

社説「戦争の責任果たして如何」は、それだけ読めば、この時点で、戦争責任を正面から論じた社説として、最も注目すべきものの一つである。まず最初に「日本は、連合国に対し、軍国主義の絶滅と政治の民主主義化を誓約した」と、ポツダム宣言受諾の意味を規定している。しかし、敗戦後、日本側はほとんどなすところなく、「連合国輿論の対日批判は全てこの一点で完全に一致しており、我等省みて忸怩たるものがある」と、「連合国輿論」の批判を全面的に受け入れ、今や日本人自身の要求として日本の「新発足」「再建」にあたらねばならないと決意を表明した上、「すべて転換、新しい出発、新しい建設には、既往に対する峻烈なる批判を必要とする」として、戦争責任に論を進めるが、これまで聞かれたのは「敗戦責任、国民総懺悔」だけであったと戦争責任論議の不徹底を批判し、「国民の戦争責任」は「武断政治による我国内治、外交の裏切りを許したこと」にあると指摘する。こうした責任を自覚した国民は、「武断政治の宿弊を爬羅剔抉し、その根絶に努め、そして国民自らの政治的自由を取り戻し、確固不動のもの」としなければならないと、戦争責任論がたんなる反省や懺悔ではなく、

「武断政治」への追及に進まなければならないことを主張するのである。最後は、国民の運動によってのみ、「好戦的、專制的、非国民的諸勢力の絶滅」が可能であり、「軍国主義の絶滅は、同時に民主主義化の途」であると国民を叱咤している。

この社説は、敗戦以来の約1か月の動向に対する反省を踏まえて「総懺悔」論などを容赦なく批判し、戦争を引き起こした巨悪は「武断政治」「軍国主義」であり、戦争責任追及は「軍国主義絶滅」と「民主主義化」への戦いであると、戦争責任の所在を鋭く指摘し、厳しい追及を主張している。8月23日の「朝日新聞」の著名な社説「自らを罪するの弁」では、戦争責任追及が曖昧化されていたことからすれば、⁽²⁵⁾ はるかに明確に国民の責任と今後の任務を提示しているのである。

一見すると、これは、8月以降の「朝日新聞」言論の思想的深化を示すものであるかのようである。確かに、そうした面もないではないが、それ以上の問題は、この社説がマッカーサーに提出し、読んでもらうことを意識して書かれたことである。「朝日新聞」に限らず、およそ、新聞言論は、政治権力に従属してきたが、こうした状況は、敗戦以後も、基本的に変わっていなかった。それまで、新聞が、特定政治勢力を名指しする厳しい戦争責任追及を避けていたのは、内閣情報局等が戦争責任追及を抑止するよう指示していたためで、「朝日新聞」を含め各新聞は、これに従っていたのである。⁽²⁶⁾ しかし、「朝日新聞」が、この社説で国民に向かって「軍国主義絶滅」と「民主主義化」を強く訴えるようになったのは、新聞言論を規制する権力が内閣情報局から占領軍に交替し始め、「朝日新聞」がいち早く新しい権力に従いだしていることを意味しているのである。戦後「朝日新聞」の大きな転換は、8月23日社説「自らを罪するの弁」とすると説く向きもあるが、実は、それ以上に大きな転換は9月22日社説「戦争の責任果たして如何」であろう。

こうした朝日新聞社の転換を促したのは、占領軍の力への認識であったと考えられる。占領軍の力が整わない段階では、間隙をぬって内閣情報局等に従っていたが、占領軍が体制を整え、巨大な力を発揮するようになると、力には抗すべくもないという認識である。しかも、たんに相手が圧倒的の力を持っている

というだけでなく、日本のマスメディアは、その力に対抗する原理を持ち合せていなかったのである。例えば、「言論の自由」「言論の独立」論なぞは、戦前に投げ捨ててしまっていたから、占領軍の統制に今さら持ち出すこともできなかつた。自らの論理を持たないものは、力の強い者の論理に迎合するしかなかつたのである。

9月22日社説で「朝日新聞」は、占領軍の方針に忠実に従い国民を指導する新聞の役割をマッカーサーの前で演じ、合格点をもらおうとしたのである。しかも、「軍国主義」の被害者を装って「軍国主義絶滅」を声高に唱えることは、自らの戦争責任を曖昧にする抜け道でもあった。

占領軍の力への迎合的態度は、自己の抱える問題の解決を占領軍の力によって解決をはかろうとする依存も培養していくことになる。その兆候は、早くもいくつか表れた。一つは、鈴木文四郎が、社内で幹部の戦争責任追及の運動が発生し、幹部が窮地に陥っている状況を訴える書簡をCCDのフーバーのもとに送っていることである。フーバーは、GHQは労働争議には干渉しない旨を伝えたが、社員がストライキに入った場合は編集局より排除するよう助言したと、上司のソープに報告している。⁽²⁷⁾ CCDの対応もさることながら、鈴木、そしてその背後にいる朝日新聞社幹部は、社内の問題のために占領軍の威光を頼ろうとしているのである。

また一つは、言論規制法規の撤廃問題である。9月26日、CCDのマイヤーズ大尉が、朝日新聞社に細川隆元を訪ね、現在も有効とされている言論報道法規について聴き取り調査をおこなった。これは、「新聞の自由に関する追加措置」などに具体化する言論の自由促進のための占領軍の調査活動の一環であるが、朝日新聞社側は、新聞社の活動を縛っている新聞事業令以下の十二の法令、さらに8月9月の間、日本政府から出された様々な掲載禁止命令などを具体的に挙げて、依然として日本政府が新聞を規制している状況を説明した。細川隆元は、日本の新聞人は、新聞の自由に関する日本政府の規制が撤廃されることを希望していると述べたという。⁽²⁸⁾

さらに細川隆元は、10月5日、CCDの内閣情報局に関する問い合わせに対する返書をフーバーに送り、内閣情報局の存在は、新聞制作にとって有害である

ばかりでなく、新聞記者を誤って指導している。内閣情報局は、依然として「要望」や「助言」というかたちでニュースに影響を与えており、内閣情報局は「内閣誤情報局」と呼ぶべきであるなどと、内閣情報局廃止を陳情している。⁽²⁹⁾

これらは、占領軍からの調査に朝日新聞社が応え、情報提供と意見表明をおこなったもので、朝日新聞社側から積極的に働きかけたのではないが、自らの活動を縛っている法規制や内閣情報局を自らの運動によって撤廃させるのではなく、占領軍の力によって撤廃してもらおうとしているのである。翻って言えば、8月15日以降、「朝日新聞」は様々な問題を論議しているが、新聞の自由、さらに国民の言論の自由の実現を問題提起することはまったくなかった。この間、日本政府は、8月28日に言論等臨時取締法を近く廃止し、今後は治安警察法を基盤に運用することを閣議決定したものの、実行しないという曖昧な態度に終始していたが、新聞社側からは、それらを批判し、自由化を求める具体的運動はまったく起こってこなかったのである。

「朝日新聞」は、前述のごとく、国民に向かっては、国民の要求として「国民自らの政治的自由を取り戻し、確固不動のもの」となければならぬと、説いていたのであるが、自らにおいては、「政治的自由を取り戻」そうとする発言や運動を起こすことなく、自らの活動を規制する法規や内閣情報局などの問題の解決を占領軍に依存していたのである。それは、同時に占領軍の統制を受容することもある。

3、プレスコード発布

同盟通信社業務再開後の9月16日の参謀長宛意見書において、ソープCIS部長が、「検閲を実効あるものにするために、今後の方針を確立すること」を提案し、CISがその原案を作成する用意があることを申告したことは、先に述べておいたが、提案は直ちに参謀長に認められ、9月18日にはCISの提案した“Press Censorship Code for Japan”がソープから参謀長に提出された。⁽³⁰⁾ これが、そのまま参謀長の承認を受け、翌19日、“Press Code for Japan”として日本政府に対する覚書として通告されたのである。全能の切り札のごとく日本のマスメディアを律することとなるプレスコードも、ほんの数日間の検討で速成

されたのである。

プレスコードが、短期間で速成されたことは、文言が十分に練られていないところにも表れているが、占領軍が、このように急いだのは、発行停止の強権を発動することによって、日本のマスメディアの迎合を引き出し、内閣情報局を追い詰めつつあった9月下旬の状況において、事態を加速するために、内閣情報局に代る占領軍の言論規制基準を一刻も早く提示する必要があったのである。

プレスコードは、全部で10条から成るが、前半と後半とでは、性格を異にし、前半の1条から5条までは、「厳格に真実に符合」、「公安を害する俱」、「連合国に対する虚偽又は破壊的批評」、「連合国占領軍に対する破壊的批評及び軍隊の不信」、「連合国軍隊の動静」といった禁止事項を列挙しているのに対し、後半の6条から10条までは報道と意見の区別、報道から宣伝的色彩の除去などジャーナリズム活動の規律を定めている。

前半の5か条の禁止事項は、基本的に9月10日の「言論及び新聞の自由に関する覚書」で規定されていたところであり、それを整理し、各条文に分けたかたちである。それでも、十分に明確化されたとは言い難いが、9月10日「覚書」からすれば、整然とした。占領軍としては、検閲統制を実施するにあたって、具体的に規定を示す必要があったのである。

後半の5か条の規律条項は、9月10日「覚書」にはまったくなく、あらたな規定であるが、それらを一貫しているのは、意見や宣伝を排除した事実報道の徹底である。事実報道は当然と言えば当然であり、また多面的なジャーナリズム活動の中で、これだけを特に取り出して、わざわざプレスコードに盛り込んだのは、当時の占領軍が日本のジャーナリズムの宣伝的報道に手を焼き、その矯正の必要性を感じていたことを示している。戦争中の日本のマスメディアが誇大な戦果を宣伝する大本営発表の拡声器でしかなく、戦後も依然として政府と一体となって宣伝的ニュースを流しているというのが、占領軍の認識であった。例えば、先に発行停止の理由となった「朝日新聞」記事「“比島の暴行”発表へ国民の声」でも、「国民の声」を報道するという形式をとって内閣情報局などの意向を宣伝していた。こうした日本のマスメディア活動、その背後にある

政府の世論指導を排除するためには、個々の記事を取り締まるだけでは不十分で、ジャーナリズム活動の在り方の矯正を強要することになったのである。

このように、プレスコードは、9月中旬の時点で、占領軍が直面していた禁止と矯正という二つの問題の必要性から生まれ、それまでの政策から大きな一步を踏み込んでいたと言える。特に、後者の矯正は、SCAPの他の部局に先立って9月22日に設立されるCIE (Civil Information and Education Section =民間情報教育局) によって主に担われることになる。⁽³¹⁾

しかも、たんに踏み込んだ政策というだけでなく、政策の正当化において、巧妙な論理転換をおこなっているのである。それは、前文において、プレスコードは、「日本における新聞の自由を確立するといふ連合国軍総司令官の目的に沿ふために」発せられたもので、「この新聞規定は、新聞に対する制限ではなくして、自由な新聞の持つ責任とその意味を日本に教え込むため」であるという論理に端的に表れている。⁽³²⁾

プレスコードでは、「新聞の自由」というタテマエが掲げられているが、それ自体は、9月10日の「言論及び新聞の自由に関する覚書」でもうたわれており、そのまま引き継いだように見える。しかし、「言論及び新聞の自由に関する覚書」は「言論の自由に関しては最少限の制限を為す」と言論の自由に対して制限することを明文化していたのに比し、プレスコードでは「制限」ということ自体を否定し、「自由な新聞の持つ責任とその意味」を教えると論理転換しているのである。既に指摘した通り、占領軍が「最少限の制限」という方針で臨んだのは、検閲統制が自らの標榜する言論の自由の理念と矛盾していることを意識し、検閲統制をいわば必要悪として限定化しようとしたものであったが、今回は、「制限」ではなく、「責任」と自由の「意味」の教育であると強弁することによって矛盾の存在を認めないのである。

占領軍がこうした政策正当化論理の転換をはかったのは、自由化と統制という言論政府に内在するディレンマを「最少限の制限」として合理化するのは、予期に反して、得策ではない状況がはっきりしてきたためである。日本側は「最少限の制限」という意味を占領軍の弱体と理解し、それにつけこんだ言論報道を展開し、占領軍はかえって業務停止などの強権を発動しなければならない逆

効果を招いていた。

自らの手を縛る「最少限の制限」といった論理で、日本側に自らの矛盾を見せてしまうより、占領軍は、自らの権限範囲を最大限に拡大化できる論理を必要とした。それが、教育であったのである。自由と責任を教え込む教育者という論理に立つことによって、占領軍は、日本のマスメディアに対して、絶対的権限をふるう道を開いたのである。

プレスコードにおいては個々の条文の意味より、内閣情報局や日本のマスメディアとのせめぎ合い的状況の中で、占領軍が自らの手を縛っていた「最少限の制限」という論理を放棄し、全能の教育者という新たな論理を定式化したところに大きな意味があった。そこでは、プレスコードの文言の曖昧さは、かえって解釈権を専有する占領軍の自由裁量の幅を広げ、好都合であったといえる。

4、天皇会見記事発売禁止事件

9月下旬、内閣情報局のメディア統制は大きく揺らぎ、占領軍がそれとつて代ろうとし、日本のマスメディアも密かに占領軍に依存するようになりつつあった。それを決定的にしたのが、9月29日付けの「朝日」「毎日」「読売」三大紙に対する内閣情報局の発行停止命令とCCDの撤回命令という事件である。

まず、この著名な事件を論ずる前提として、最初に触れておかなければならぬのは、9月29日「朝日」「毎日」「読売」の三紙に下された発行停止命令に関する誤説である。余りに多いので、いちいち挙名しないが、これまでこの事件に論及した数多くの論文著作は、内務省・内閣情報局が昭和天皇とマッカーサーが並んだ写真を不敬とし、これを掲載した9月29日付け三大紙の発行停止を命じたと記述している。しかも、ほとんどが、その典拠をあげていない。

こうした誤説が広範に流布したのは、恐らく当時も現在も多くの日本人にとって昭和天皇とマッカーサーの写真は余りに衝撃的であり、このような写真は、当然に日本政府が掲載禁止にしたであろうという思い込みがあるためであろう。しかも、研究者もそれを鵜のみにして初步的確認を怠ってきたのである。

しかし、三大新聞は、昭和天皇とマッカーサーの写真のために発行停止となつたのではない。発行停止の経緯は詳しく後述するが、取り敢えず資料の一例

をあげておけば、事件の翌日9月30日「毎日新聞」は「二九日附の本紙並に朝日、読売の三大新聞は、天皇陛下と米記者との会見記事を掲載したため内務省当局より発売禁止の処分を受けた」と明記報道している。⁽³³⁾

三大紙の発行停止の理由は、同日の紙面の昭和天皇とマッカーサーの写真の隣に掲載されていた天皇とアメリカ人記者の会見記事の内容であったのである。9月28日付け「東京新聞」は、写真の印刷不鮮明であるとの理由で発行停止となつたが、写真掲載だけで発行停止となつた例はない。

写真掲載を発行停止の理由と信じ込んでいる、これまでの通説は、内務省が最も神経をとがらせた天皇とアメリカ人記者との会見内容、即ち天皇の発言内容の問題を取り落としているのである。ただし、内務省さらには日本政府が写真を問題視したことでも確かであり、写真掲載をめぐっては事実関係にはっきりしない点もあるが、会見記事と写真の問題が絡みあつていたとも考えられる。

ともかく、言論報道統制をめぐる内務省・内閣情報局と占領軍との厳しいかけ引き、その間に挟まれ逡巡するマスメディアという占領初期状況を集約的に表現する9月29日の事件が、昭和天皇の言動の報道から起きたというのは、決して偶然ではない。敗戦以来、日本政府と日本のマスメディアにとって、天皇を連合国民と日本国民の前にどのように提示していくかは、最も注意を払っていた問題であったのである。

昭和天皇側近及び政府中枢部の動向を論ずることは、本稿の目的の外にあるが、9月上旬頃から昭和天皇側近は、連合国に対し戦前戦中の天皇の行動を弁明し、連合国特にアメリカ占領軍に協力的態度を示すことで、天皇制存続をはかろうとする方向を探りだしたように見受けられる。9月18日、外国人記者団と会見した東久邇首相が「天皇陛下には開戦の責任はあらせられない」と述べているのは、伏線の一つであろう。⁽³⁴⁾

しかし、それまで雲上から君臨していた天皇が、連合国に接近することを日本国民にどのように報道するかは、微妙な問題であった。敗戦以来、ありがたき「聖断」を強調し、「國体」健在を唱えてきた世論指導に密かな修正が必要であったが、それまでの国内向け世論指導との軋みは避けられなかった。

9月25日、昭和天皇は、ニューヨークタイムズのクルックホーンとUP通信

のヒュー・ペーリーと別々に会見し、事前に提出されていた質問に文書で答えるかたちで、自己の立場を弁明した。これまで日本人記者であろうが外国人記者であろうが、天皇が記者会見に応じた前例は皆無で、まったく前代未聞のことであった。これが、実現したのは、特種意識に燃えるアメリカ人記者の積極的働きかけがあったが、⁽³⁵⁾ それ以上に、天皇側近が「米国大統領又は米国民に宛てて、親しくメッセージを」出す機会を求めていたことがあり、またGHQ側も天皇自らが発言することを望んでいたのである。⁽³⁶⁾

9月11日、近衛文麿が、ニューヨクタイムスのクルックホーンと面談した際、クルックホーンから記者会見の提案があり、翌12日に近衛が木戸幸一に協議したところ、木戸も乗り気であった。近衛は、マッカーサーにも話したようである。そして、14日にニューヨクタイムスから正式な申し出があり、話がまとまった。⁽³⁷⁾ 重光葵外相の手記には、「近公は軽井沢であつた「ニューヨクタイムス」記者「コルボーン」の要望を容れて彼れを拝謁せしめ、陛下に有利なる通信を行はしめんと企て、「タイムス」本社は直接近公に電報を以て依頼し來りたりとて、十四日記者來訪協議す。陛下の御言葉として真珠湾攻撃は陛下の知られざる所なりと云ふに在り。事の重大なるを以て加瀬君（情報局第三部長）を招致し移牒研究せしむ。然し容易ならざる企図と判断せり」とある。⁽³⁸⁾

『細川日記』によれば、14日クルックホーンが來訪したおり、「メッセージは大要四点を主眼」とする旨提案があったという。⁽³⁹⁾ これは、後の会見記事が四点への回答であったことと一致し、この早い段階で既に質問のおおよそが決まっており、しかも先に引用した重光手記と重ねれば、その重要な一項目が天皇の開戦責任の回避であったことが分かる。天皇側近の近衛文麿等が記者会見で企図していたのは、ごく一般的な善意の表明といったものではなく、天皇の開戦責任、天皇制の将来といった極めてデリケートな問題に踏み込み、天皇に有利な世論を形成することであったのである。しかし、政府内部にさえ、こうしたメッセージには異論が強く、重光外相は、「若し過去の指導者にして単に責を他に嫁し、自ら責を免れんことに汲々たるに於ては、国内は分裂し、感情は激化するに至るべく、若し夫れ、陛下御自身真珠湾攻撃に責なきことを公然言明せらるるに至らば、国体の擁護は国内より崩壊を見るに至らんことを恐るる

に至れり」と天皇が他に責任を転化し、責任を逃れるような発言をすれば、かえって国内が分裂し国体の危機を招くことを危惧していたのである。⁽⁴⁰⁾

だが、重光外相が辞任した結果、計画は外務省の逡巡のためおくれがちながら進行し、加瀬俊一、近衛文麿の秘書細川護貞、内大臣秘書官松平康昌、吉田茂外相、石渡莊太郎宮内大臣、幣原喜重郎、木戸幸一などが十分相談の上、回答が練り上げられた。⁽⁴¹⁾ 最終回答案は、幣原喜重郎が英文で起草し、後述する通り、一部重要な修正を含みながら、多くはそのまま回答に利用されたと考えられる。⁽⁴²⁾

こうした動きをGHQ側も承認し、天皇側近はGHQと連絡をとりながら回答を作成し、GHQ側が「メッセージの内容まで示唆した」ともいうから、回答にはGHQ側の意見が取り入れられていたのであろう。⁽⁴³⁾

このように巧妙な政治的計算と慎重な事前準備のすえ実現した会見の記事は、9月25日付けニューヨークタイムス一面トップに「会見に応じたヒロヒト、卑劣な急襲で東条に非難を浴びせ、現在は戦争に反対していると言明」という見出しで報道された。⁽⁴⁴⁾ 見出しから分る通り、アメリカの関心の焦点は、やはり天皇が自らの戦争責任をどう語るかにあった。記事によれば、「天皇は、東条が真珠湾への攻撃開始のために用いたような仕方で戦争の詔書が使われることを意図していたのか」、という質問に対し、「天皇は、東条が使ったようなやり方で戦争の詔書が使用されることは意図ではなかった」と簡潔に答えたとされる。質問が真珠湾の奇襲のことしか聞いていない点にも事前の打ち合せが伺えるが、昭和天皇は、開戦の責任を東條元首相に押しつける回答をしたことになる。また、日本の将来についての質問では「イギリスのような立憲君主国が望ましい」と答えたと報道されている。

記者会見後、天皇側近は、会見を予定通りの成功と評価し、満足感をもったようである。侍従入江相政は、当日の日記にクリックホーンについては「僅か五分間であつたが非常によい記事を本国に打電した由」、ベーリーについても「これは二十分間終始なごやかで大変よい御具合であった由。これで最初の心配はなくなり、二十七日の御行事が済めば全く一安心である」と満足げに書いている。⁽⁴⁵⁾

しかし、重要な問題が残っていた。アメリカ人記者を通じて天皇が連合国に表明した内容を日本国民に公表するかどうかである。記者会見を行なうこと自体が異例のことでの論議があったが、まして天皇が東条元首相を名指しで非難し、自らの責任を免れるような発言をした記事を日本国内にそのまま翻訳し持ち込むのは微妙な問題であったのである。日本政府は、糸余曲折あったものの、結局、連合国へのアッピールと日本国民に対する世論指導とをまったく別次元のものとして使い分けることにした。

記者会見の行われた当日、内閣情報局は、各新聞社に対し、アメリカ人記者の「謁見」については、本日宮内省から発表があるが、「本件記事の取扱については当局指導の線に沿ひ取扱上遺憾なきやう注意されたい」という「希望的申入れ」を行なった。しかし、宮内省から会見内容の発表はなく、翌26日に内閣情報局から「転載記事といへども掲載不可」という通告が下されたといわれる。⁽⁴⁶⁾ ただし、「朝日新聞」9月26日には、「天皇陛下賜謁 米新聞人両氏」という事実のみを伝える短い記事が掲載されているので、宮内省から事実の発表はあったようである。「当局指導の線」というのは、後の天皇のマッカーサー訪問の報道統制と同様、事実のみ報道し、内容は掲載不可ということであろう。

内閣情報局、宮内省との間の意思疎通が円滑でないため方針が一貫していないのが歴然としているが、ともかく26日の段階では、天皇記者会見の内容は日本国民に秘密にされることとなったのである。ところが、28日に至って、外電を入手した各新聞社は、国民に大きな影響を与える恐れはないと判断し、内閣情報局に掲載を問い合わせた。これに対し、内閣情報局が宮内省の判断を仰いだところ、宮内省は掲載は困るが、「原稿を見た上で勘定しよう」ということになり、各新聞社は原稿を宮内省の検閲を受け、それを通過したもの29日に掲載することになり、「朝日新聞」と「読売新聞」にはニューヨークタイムスの翻訳記事、「毎日新聞」にはUP通信の記事が載ることとなった。⁽⁴⁷⁾

このように天皇の連合国向け世論工作と国内向け世論指導の使い分けが巧くいかず、天皇のメッセージの日本国内への流入の扱いに、日本政府、内閣情報局が苦慮しているちょうどその時、もうひとつの天皇のパフォーマンスが、報道上の難問となったのである。それは、言うまでもなく、天皇のマッカーサー

元帥訪問である。

天皇との記者会見スクープを掲載したのと同じ日のニューヨークタイムズは、9月24日東京発のニュースとして、これまでの天皇にはまったく前例のことだが、ヒロヒト天皇がマッカーサー将軍を訪問する準備が整えられた。これは、最近、藤田尚典侍従長が、マッカーサー将軍を訪ね、まとまったものであると報じている。⁽⁴⁸⁾

9月24日頃には、天皇のマッカーサー訪問は、報道関係者に知られていたのである。しかし、日本の新聞はまったく報道しておらず、内閣情報局の統制がおこなわれていたことは確実である。また、GHQ側も訪問日程までは発表しなかったため、外国報道機関も当日の取材は出来ず、このパフォーマンスの提示はGHQと日本政府が専有することになった。9月27日午前10時、周知の通り、昭和天皇は、アメリカ大使館にマッカーサー最高司令官を訪問し、30分以上にわたって会談した。会談の内容は、諸説あるが、アメリカ側日本側双方とも記録を発表しない現状では、いずれも推測の域をでない。⁽⁴⁹⁾ 今もって内容が秘密にされているほどであるから、当時にあっては、会談報道の扱いは慎重を極めた。天皇が、つい一月半ほど前まで「鬼畜」の象徴であったマッカーサーをわざわざアメリカ大使館まで訪れたことだけでも、衝撃的であり、しかもその会談内容に関心が集中するのは避けられない。

内務省及び内閣情報局は、同27日午後1時、各新聞社と各県警察に記事の取扱について指示した。内務省警保局検閲課長が発した電報では、「天皇陛下マッカーサー司令部御訪問ニ関シ本日宮内省ヨリ発表並ニ記事資料及マッカーサー司令部ヨリ発表夫々アリタルガ、右以外之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様記事編集上御注意相成度」とある。⁽⁵⁰⁾ これによれば、会談の発表は宮内省とGHQの双方からあり、発表以外の探聞や推測の掲載を禁止している。

翌28日付け三大新聞は、第一面トップに天皇訪問を報道した。三大新聞は、いずれも宮内省の発表をほとんどそのまま記事にしたらしく、若干の文章の違いはあるが大同小異である。ちなみに見出しだけ掲げれば、「朝日」は「天皇陛下 マ元帥を御訪問。三五分にわたり御会談」、「毎日」は「天皇陛下 マ元帥を御訪問 打窓いで御会話 モーニングを召さる」、「読売」は「天皇陛下御躬

らマッカーサー元帥御訪問　米大使館で御会談」である。また、夕刊紙「東京新聞」は、半日早く27日付で報道しているが、やはり宮内省発表の事実だけである。

「朝日」「読売」は、宮内省発表だけなのに対し、「毎日」は米軍総司令部涉外局発表を載せているが、米軍発表も宮内省発表と同様の訪問の事実のみで、会談内容については一切言及がない。従って各新聞とも、発表事実だけの短い記事で、社説などで訪問を論評した記事はまったくなく、各新聞社とも国民の受けける衝撃をできるだけ緩和しようとする内務省の通達を忠実に守っているのである。著名な写真は、27日夕刊、28日朝刊には掲載されなかった。

このように日本国内の新聞が、論評なしの発表記事だけであったのに対し、27日付け「ニューヨークタイムス」は、「前代未聞のヒロヒトのマッカーサー訪問　アメリカ大使館での四十分の「打ち解けた」会話の主題は未公表　天皇はシルクハットを着用だが、將軍はネクタイも勲章もなしの略装」とトップ記事で報じている。訪問の事実関係の骨格は、ほとんど発表に依拠しているが、会談を終了して大使館から出てきた天皇が門の外に待機していた日本と外国の記者達に帽子をとって会釈したこととマッカーサーと何か立ち話をした様子など記者が目撃した事実の描写などがあり、発表の枠を越えた記事となっている。

だが、それ以上に記事で強調されているのは、「日本の歴史において天皇のほうから宮城を離れ外国人を訪問したのは最初である」という天皇の訪問 자체がまったく異例であることである。天皇のマッカーサー訪問は、多面的な出来事であるが、言うまでもなく最も重要なのは、二人の会談の内容であり、またもう一つは天皇のほうがマッカーサーを訪問したという行為である。前者の会談の内容は、日米双方が完全に秘密にし、まったくブラックボックスの中に封じ込められている。しかし、天皇が訪問した事実は歴然としており、ニューヨークタイムスは、それに、これまで現神人として君臨していた支配者が戦勝国の將軍を訪問したという意味を付与しようとしたのである。同紙は、そこまで明言しているわけではないが、天皇のマッカーサー訪問に「服属儀礼」⁽⁵¹⁾の意味を持たせようとしたのである。

天皇訪問の象徴的意味は、出来事の中心にある会談内容がブラックボックス

化されていることによって、かえって膨脹していくことになる。ただし、27日のニューヨークタイムス記事には、象徴的意味を劇的に示すはずの写真の掲載はなく、文章のみであった。

出来事の象徴的意味を読み取ろうとするアメリカの新聞からすると、「歴史的訪問」を単なる発表記事だけでやりすごそうとする日本の新聞の報道は、奇妙であった。翌28日のニューヨークタイムスは、「日本人は、ヒロヒトのマッカーサー訪問を過小に評価しようとしている」と東京特電を伝えている。それによれば、ある外国通の日本人は、アメリカ人記者に対し、天皇は、たまたま戦勝者の地位にある外国の著名人に友誼的儀礼として面会をしただけだと説明したという。この記事は、当時の日本政府と新聞の態度をかなり的確に観察している。日本側は、国民世論指導の観点から、会談内容を秘密にするだけでなく、訪問の意味をできるかぎり小さくし、せいぜい「友誼的儀礼」の意味にとどめようとしたことは疑いない。

それを大きく転換させたのが、一枚の写真である。緊張して直立する昭和天皇と傲然とした長身のマッカーサーの並んだ著名な写真の新聞掲載については、不明の点が多い。問題の写真は、当日、会見に先立って陸軍通信隊カメラマンのジェンターノ・フェーレイスによって撮影されたことは、フェーレイスの談話記事が28日ニューヨークタイムスに載っていることから、はっきりしている。⁽⁵²⁾

しかし、この写真は、訪問の記事が載った28日の日本の新聞には掲載されず、29日になってようやく掲載されて問題を起こした。これは、ある意味では、奇妙なことであるため、これまで様々説明がなされているが、いずれも資料的根拠がない。これは、米軍司令部、日本政府のプレスリリース資料などが発見できれば解決のつく問題だが、今のところ見出せず、推測によらざるえないものである。

一つの説は、写真は、日本政府、米軍司令部によって公式発表されたものではなく、米人記者が入手したものが日本の新聞社に流れたというものである。⁽⁵³⁾しかし、先にも述べた通り日本政府は27日当日、発表記事以外の掲載を認めない通告を出しているので、非公式の写真を掲載すれば、これに違反する。しか

し、後述のごとく内務省は通達違反で新聞社を処分した事実はない。それからすると、写真は、恐らく撮影した米軍司令部の公式発表ということになる。

もう一つの説は、公表された写真を日本外務省が「陛下の恥辱」であると掲載禁止したが、28日紙面に写真掲載がないのに不審をもった占領軍が禁止命令を取消し、掲載となった。しかし、この間の事情を知らない内閣情報局が、29日再度掲載を禁止したというものである。⁽⁵⁴⁾ これは、ありそうなことではあるが、典拠資料があげられておらず、筆者の調査した範囲でも、こうした事実を伺わせる資料はまったく見出せなかった。この時期の回顧談を残している千葉雄次郎、細川隆元といった朝日新聞社幹部も、外務省の干渉といった事実をまったく語っていない。

この説では、写真は27日に発表されることになるが、ニューヨークタイムスでも写真は28日になって「米軍通信隊無線電送写真」というクレジットが添えられて掲載されている。⁽⁵⁵⁾ 当時の無線電送写真の技術は分らないが、日本時間9月2日午前に行われた降伏文書調印式の写真は、アメリカ東部夏時間9月2日付け紙面に掲載されていることを勘案すると、27日午後早く写真が発表されたならば、27日付けニューヨークタイムスに掲載可能であったのではないかろうか。それから推測すると、写真は、発表文とは別に28日になって発表されたのであって、外務省の掲載禁止、占領軍の取消し命令という事実はなかったことになる。

発表の遅れた理由は、たんなる写真現像、写真選定といった技術上の問題であったかもしれないし、あるいは先のニューヨークタイムスの記事からも伺えるごとく、28日の日本の新聞の報道に不満を持った米軍側が遅ればせながら写真を公表して、天皇訪問が「友誼的儀礼」以上の意味を持つことを示そうとしたとも考えられる。

ともかく、各新聞社が、写真掲載の準備にかかったのは28日になってからであるのは、確かである。そして、最も早く掲載したのは、28日付け夕刊紙「東京新聞」であったが、これが内務省によって発売禁止となった。理由は、「写真ノ不鮮明ナルト本写真ハ扱ハザル様指示アリタル為」である。⁽⁵⁶⁾ 写真不鮮明が理由とは、現人神の御真影の発想であるが、新聞原紙の保存がないため、ど

の程度不鮮明であったのかは分らない。また、「本写真ハ扱ハザル様指示アリタル」という理由からは写真そのものも問題となつたようだが、9月29日に千葉県警察部長が内務省警保局検閲課に写真を掲載した「日本産業経済」の取扱を問い合わせたのに対し、「写真ダケナラ差支ナイト言フ訳デハナイガ日本産業経済ハ一応不問トセル旨解答アリタル」ということで、⁽⁵⁷⁾ 内務省が写真に不快感を持ちながらも、写真の掲載だけでは発売禁止を実施しなかつたのである。実際、当日の「日本産業経済」は、写真を掲載し、発売停止とはならなかつた。

朝刊紙である「朝日」「毎日」「読売」の三大紙は、29日付け紙面に写真を掲載することになったが、それだけでなく、前述した経過から、天皇とアメリカ人記者との会見記も同時に載せるべく進めており、ふたつの記事が同一紙面に隣合せに載ることになった。このため、問題が複雑化し、また重大化したのだが、これについて、高橋紘氏は、「誰かが会見内容とマ元帥訪問の記事を、同一紙面に載せる工夫をしたのではないか。元帥との会見内容を秘密にするかわりに、マスコミを使って天皇の第一声を内外に流したのではないか」という興味深い推測を提示している。⁽⁵⁸⁾ そして、松尾尊允氏は、その推測を一步進めて、こうした紙面操作をおこなったのは、GHQであると主張している。⁽⁵⁹⁾ 確かに、GHQが記者会見の実現に深く関与し、天皇訪問の演出効果を計算していたことからすれば、紙面操作をおこなった可能性がないとはいはず、写真を28日に公表したという先の推定ともつながる。しかし、写真は操作できたとしても、記者会見記事は、前述の通り宮内省と内閣情報局とのやり取りの結果、29日に掲載することになったのであって、そこにGHQが関係したことを示す資料はない。やはり、問題の写真と記者会見記事が、同一紙面に隣り合わせになつたのは、いくつかの要因が重なつた偶然の結果であろう。

内務省は、先の「東京新聞」に続いて会見記事と写真を併載した「朝日」「毎日」「読売」三紙を新聞紙法第23条（安寧秩序）によって発売禁止並びに差し押さえする処分を28日付けで実施した。問題となつたのは下記の通りである。⁽⁶⁰⁾

朝日新聞9月29日付け21390号

(聖上陛下記者ニ御言葉 全世界平和ニ寄与ト題スル記事)

読売新聞9月29日付け

(平和保持ノ御宸念 聖上謁見ノ両米記者ニ御賞示)

毎日新聞 9月29日付け 24881号

(天皇陛下両米記者に御回答)

これから分る通り、「朝日」「毎日」「読売」三紙の記事で問題となったのは、アメリカ人記者の会見記事である。これまでの研究のなかには、それは表面上であって、飽く迄狙いは写真であったと主張するものもあるが、それは会見記事に含まれていた問題を見落しているのである。

それでは、会見記事のどこが問題であったのであろうか。事件後、ニューヨークタイムズは内閣情報局の占部敏男の談話として、発売禁止の理由と経過を次のように報道している。内閣情報局の大多数は、ベーリーの記事に反対はなかったが、天皇自身が宣戦の詔書を誤用したとして東条を非難したことを明らかにしたクルックホーンの記事に異議があったのである。しかし、クルックホーンの記事だけを処分するのは不公平であるので、会見記事を掲載した三紙を発行停止とした。占部は、宣戦の問題に関する会見の質問と天皇の回答の正文を示し、クルックホーンの記事の誤りを論証しようとしたが、その正文では東条への名指しは慎重に避けられていた。さらに占部は、「天皇はどのような人物でも決して個人的に非難することはなく、公的な非難が必要な場合には、首相か他の公職者がその責を負う。天皇は、そのような非難の上に超然としているのである。日本国民は天皇自身が東条を非難したと考えるかもしれないし、そうしたことになれば、公的秩序の混乱を招くであろう」と述べたという。⁽⁶¹⁾

発売禁止の理由は、「朝日」と「読売」に掲載されたクルックホーンの記事が、宣戦の詔書の扱いで天皇が東条元首相を非難したと報道したことにあるのである。開戦問題にまったく言及していないベーリーの記事を掲載した「毎日」の発売禁止は、まったくの側杖であった。しかし、事前に慎重な検討を重ねて公表した回答、しかも回答の中でも最も注意を払っていた箇所、さらに口答ではなく文書で回答した会見において重大な「誤報」が生じたというのは、余りにも奇妙な事件である。

ちなみに、占部の示した天皇の回答の正文と先に述べた幣原の回答原案を比較してみるとならば、ほとんど違いはない。幣原案に若干の修正を加えただけで

ある。しかも、宣戦問題以外の回答を比較すれば、ほとんど幣原案が踏襲されている。これからすると、幣原案が、回答正文の原案であるのは確かである。しかし、宣戦の問題以外にも、幣原案ではなくて、クルックホーンの記事にある重要な問題がある。それは、天皇が「英國のような立憲君主制が望ましい」と答えたという箇所である。内閣情報局は、この点を取り上げてはいないが、これも重要な問題である。

内閣情報局の主張に対し、クルックホーンは改めて自己の記事の正当性を反論している。それによれば、文書化されて英文で翻訳された回答正文は、「陛下は、宣戦の詔書を東条大将が使ったように使用されることは本意でなかった」というものであり、これは真珠湾攻撃以前に東条首相が公式の宣戦布告をすると予期していたという意味であると説明する外務省の公式覚書を天皇が承認したことだクルックホーンは述べている。⁽⁶²⁾

結局、内閣情報局の主張する回答が正しいか、ニューヨークタイムスが正しいのかどちらかしかないのである。仮に内閣情報局が正しいとするならば、ニューヨークタイムスが誤報したことになり、クルックホーンは正文でないものを天皇の発言として報道したことになる。

しかし、そうだとすれば、前述の通り、この記事を翻訳掲載しようとした日本の新聞の記事は、宮内省によって事前検閲されたのであるから、当然宮内省がニューヨークタイムス記事の誤りに気付いたはずである。ところが、宮内省の検閲を通過した「朝日」「読売」の記事には、「宣戦の大詔は東条のごとくこれを使用することはその意図ではなかつた。」と明記されており、クルックホーンの主張する正文回答通りの訳である。「読売」の場合は、この箇所を大活字を使用して強調しているほどであるから、⁽⁶³⁾ 宮内省が見落すとは考えられず、宮内省はニューヨークタイムス記事を承認したとしか考えられない。とすれば、ニューヨークタイムスの記事は、誤報ではないことになる。そうであれば、内閣情報局は、正文でないものを承知の上であえて正文と主張したか、内閣情報局の知らないところで別な回答文が用意されたかである。前者は、GHQ当初から関与していたことからすれば、余りに見えすいた詐術で、ありそうにもない。後者とすれば、宮内省が、仕組んだことになる。

これら現存資料を総合的に考えると、やはり回答の正文は、二つあったことになろう。回答検討の段階では、東条への名指し非難も当然話題にのぼり、また、英國流の立憲君主制ということも論議され、特に天皇側近、宮内省では、そうした意見が根強かったのである。しかし、重光葵前外相に代表されるように、「陛下御自身真珠湾攻撃に責なきことを公然言明せらるるに至らば、國体の擁護は国内より崩壊を見るに至らんことを恐」れる意見も強かった。こうした討議対立を経て、いったん内閣情報局の示した回答、即ち東条を名指しせず、機構上天皇は知らなかつたという幣原原案の線でまとまつたのではなかろうか。しかし、そのような間接的表明では不十分、もっと踏み込むことで天皇の安泰をはかろうとする天皇側近の意見が、最終段階に台頭し、結局、クルックホーンにこうした回答が渡されたのではないか。恐らく、それは、GHQの意見にもそつていたであろう。

宮内省と内閣情報局との回答の違いは、それがアメリカ国民向けメッセージとして国内から遮断されている限りは表面化しなかつた。しかし、折りしも海外通信はそれまでの同盟通信・内閣情報局の一元的統制を脱し、様々なルートから日本国内に流入する事態となつてゐることから、予想外に早く問題が顕在化したのである。⁽⁶⁴⁾

当初、前述した通り、宮内省は記者会見について発表せず、内閣情報局は外電転載を禁止した。飽く迄、アメリカ世論工作と国内世論指導とを峻別し、アメリカ向けの「媚態」⁽⁶⁵⁾と国内向け威儀とを使い分けようとしたのである。しかし、各新聞社がそれぞれ外電を入手したことから、国内遮断は困難となり、宮内省と内閣情報局の食い違いが表面化した。宮内省は、ニューヨークタイムス記事を黙認し、国内向けにも東条責任論を流すことに傾いたのに比し、内閣情報局は、飽く迄も天皇が特定個人を名指し非難しないという原則が崩れる危険を恐れていたのである。

結局、宮内省が、事前検閲によって掲載を認めたにもかかわらず、内閣情報局はその後も宮内省、外務省と協議を続け、28日午後7時頃になって正式に記事掲載禁止を決定した。⁽⁶⁶⁾ 各新聞社は、宮内省検閲通過後、会見記事を既に紙面に組み込み印刷にかかっていたため、事態は紛糾し、かえって内閣情報局の

首を締める結果を招くことになった。

発売禁止の通告を受けた朝日新聞社では、翌29日、細川隆元編集局長が、内閣情報局加藤祐三郎第二部長を訪れ、写真も記事も米国の新聞にはもう載っていることを指摘して禁止処分の不当をなじると、加藤は「米国人が読むのはしかたがないが、日本人の目にうつることがいけないのである。日本人に天皇の尊厳を疑わしめるようになることが公安を害するのだ」と強硬であった。この問答では、内閣情報局は、会見記事と写真と両方を問題にしているが、対米世論工作と国内世論指導とを分断し使い分けようとする態度ははっきりしている。

内閣情報局の強硬態度に業をにやした細川は、その足でCCDのライアンのもとに行き、発売禁止の経過を報告すると、ライアンは「新聞検閲に関する権限はもう日本政府にはないはずだ」と内閣情報局に取消命令を出すことを約束した。細川が社に戻って1時間も経たないうちに、内閣情報局から発禁処分取消の通達があったという。⁽⁶⁷⁾

内閣情報局は、29日、GHQからの命令によって「東京」「朝日」「毎日」「読売」各新聞への発売禁止、差し押さえ処分を撤回する通達を関係各所に送らざるをえないことになった。⁽⁶⁸⁾ これまで、絶対的権限をふるってきた内務省・内閣情報局のマスメディア統制は、占領軍によって覆されたのである。しかも、その働きかけをおこなったのが、朝日新聞社であったことは、日本のマスメディアが占領軍に依存し、占領軍がそれを利用して政策を進める状況を浮き上がらせた。

内閣情報局・内務省の発売禁止処分は、はからずも自らの墓穴を掘る結果となったのである。占領軍は、最終的に内閣情報局の権限を奪い取るため、9月29日午前、9月27日付けで「新聞及言論の自由への追加措置に関する覚書」を日本政府に発した。⁽⁶⁹⁾ この「追加措置」では、これまで抽象的に指令が出されていた言論報道の自由化が具体的に実施され、これまで日本政府が実施してきた「平時並に戦時の統制」は無効となり、新聞紙法以下12の法令規則の廃止を命じた。しかも、27日に遡って適用され、29日の新聞紙法による三大紙への発売禁止の取消を合理化したのである。日本政府の統制規則の廃止は、以前から計画されており、既に9月27日にはCCDにおいて「自由な新聞に対する政府規

制の排除」が起案されて CIS 部長に提出されていたから、遅かれ早かれ、新聞紙法等言論取締規制の撤廃は実行予定であったが、29日の発売禁止事件の勃發で急遽指令が出されたのである。⁽⁷⁰⁾

この「追加措置」によって、これまで絶対的権限としてふるわれてきた日本政府のメディア取締り権限は息の根を止められた。しかし、それは、言論の自由の実現を意味したわけではない。「検閲に関しては最高司令官により特に承認されたる制限のみが許さるものとす」とある通り、日本政府による検閲を取り上げた占領軍は、自らの独占的権限として検閲を保持したのである。

天皇会見記掲載禁止問題は、はからずも内閣情報局と占領軍のマスメディア統制をめぐるせめぎ合い状況、いわば二重権力状況に決着をつけ、占領軍の統制を確立した。それは、一面からすると、敗戦以来、内閣情報局・内務省を中心進められてきた「国体擁護」の国民世論指導路線の破産を意味していた。

しかし、それが、「国体擁護」路線自体の破産ではなかったことに注意する必要がある。内閣情報局の路線は破産したが、天皇側近は、それとは別なかたちでの「国体擁護」工作に転向していたのである。

内閣情報局は、基本的に戦時中と同様に「神聖不可侵」の天皇の尊厳を維持し、「聖慮による終戦」を強調することによって「国体擁護」をはからうとしてきた。それは、敗戦をカモフラージュすることなど、占領軍のマスメディア統制と対抗的な関係とならざるをえず、結局占領軍によって押さえ込まれた。ところが、天皇側近は、天皇の戦争責任潔白と、アメリカの占領政策への協力をアメリカ政府及び世論に表明することによって「国体擁護」をはかる方向に密かに転じていったのである。こうした路線は、日本政府内部でも「媚態」という批判があったが、それを押し切り占領軍と連絡をとりあい、占領軍の意向を取り入れていたと推定できる。こうしたアメリカへの依存とそのための世論工作を劇的に示すのが、天皇のアメリカ人記者会見であり、マッカーサー元帥訪問であったのである。

この両者の食い違いが、9月29日の紛糾を引き起こした。内閣情報局・内務省、宮内省は、当初、対外的「媚態」世論工作と国民向け「尊厳」世論指導とを使い分け、操作しようとしたが、もはや日本政府の報道統制は不可能であった。そのため、政府部内の分裂が顕在化し、飽く迄、天皇のアメリカ向け発言の国内

流入を遮断し天皇の「尊厳」保持をはからうとする内閣情報局は、占領軍の統制と衝突し、その路線は占領軍の力によって押さえ込まれたのである。一方、天皇側近は、衝撃的写真という犠牲をはらったが、そちらに関心が集中した隙に天皇免責の世論工作を巧みに成功したと言えなくもない。

江藤淳氏は、9月29日付け記事に対する内務省の発行禁止について、内務省は占領軍の指令に挑戦して「日本の現行国内法を発動し、直截に新聞界の国家に対する忠誠を要求したのである」と述べている。⁽⁷¹⁾しかし、これは奇妙な論理である。日本の新聞は、クルックホーンとペーリーの会見記事についていえば、宮内省の事前検閲を受けた原稿を掲載したのである。また写真については、天皇のマッカーサー訪問を盗み撮りしたわけではなく、それが天皇や天皇側近が予期した以上の衝撃をあたえることになったとしても、正式に撮影された写真を掲載しただけである。実際、内務省・内閣情報局は、写真の掲載そのものを禁止したことではない。日本の新聞は、会見記事にしろ写真にしろ、天皇や天皇側近の意に反した報道をしたわけではなく、「国家に対する忠誠」を試されるような問題ではなかった。寧ろ、「国家に対する忠誠」といった次元の問題は、原理的「国体」主義の立場から「陛下御自身真珠湾攻撃に責なきことを公然言明せらるるに至らば、国体の擁護は国内より崩壊を見るに至らん」として提起されていたのである。

確かに、この事件を契機、日本の新聞は、占領軍の統制に服すことになった。しかし、それは、占領軍に依存して「国体擁護」をはからうとする天皇とその側近の行動と軌を一にする行動であったと言えよう。そして、ここにあらわになってきた、政治中枢部およびマスメディア双方における占領軍への依存関係は、占領期全体の底部を流れていくことになったのである。

(註)

- (1) 拙稿「アメリカの占領言論政策の形成過程—占領期メディア研究序説」『年報近代日本研究』第12号(1990年)、「占領直後の米国の言論政策—占領期メディア史研究」『成城文藝』第139号(1992年7月)、「同盟通信社解散—占領期メディア史研究」有馬学、三谷博編『近代日本の政治構造』(1993年 吉川弘文館) 所収

を参照。

- (2) 前掲「同盟通信社解散—占領期メディア史研究」参照。
- (3) "General Release" PRO(1945.9.15) enclosure in "Domei Tsushin". RG331 CIS-02402～02405 (BOX8522). RG331の資料は、国立国会図書館のマイクロフィッシュ番号とWashington National Records CenterのBOX番号を併記する。
- (4) フーバーの意見書は、"Conference with Japanese on Censorship" from CCD Adv to OCCIO General Thorpe. (1945.9.15) enclosure in "Censorship, Domei". RG331 CIS-02402 (BOX8522). ソープの意見書は、"Conference with Japanese on Censorship" from OCCIO to C/S (1945.9.16) enclosure in "Censorship, Domei". RG331 CIS-02402 (BOX8522).
- (5) AG 000.76 "Memorandum for Imperial Japanese Government: Suspension of Tokyo Newspaper ASAHI SHINBUN" (1945.9.18). enclosure in "000.76:#1 Sept. 1945-Dec. 1945" RG331 AG(C)-00011～00013 (BOX413). 同ファイルには、GHQの命令を実行した旨の日本政府の復命書も綴じ込まれている。
- (6) "Check Sheet : Suspension of ASAHI SHINBUN (Tokyo Daily)" from OCCIO to C/S (1945.9.18) enclosure in "000.76:#1 Sept. 1945-Dec. 1945" RG331 AG(C)-00011～00013 (BOX413). "No Title. Sept. 1945-July 1946" RG331 CIS-01749～01751 (BOX8561). にも綴じ込まれている。

なお、細川隆元『朝日新聞外史 騒動の内幕』(1965年 秋田書房)によれば、9月17日、編集局長であった細川隆元は、民間情報局「新聞検閲主任のライアン中佐に電話で呼出され(引用者註 ライアンは民間情報局(CIE)ではなくCCD(民間検閲支隊)の将校であり、細川の記憶違いである)、9月15日の鳩山の記事に関し注意を受け、その翌日発行停止の申し渡しがあったという。ただし、9月17日の呼出については、CCDの記録はない。

(7) 「朝日新聞」1945年9月20日第1面「朝日新聞（東京）停止の理由」。この記事は、東京版には掲載されなかった。東京版は、発行停止の事実のみを記した社告を掲載しただけである。

(8) "Check Sheet : Suspension of ASAHI SHINBUN (Tokyo Daily)" from OCCIO to C/S (1945.9.18) enclosure in "000.76:#1 Sept. 1945-Dec. 1945" RG331 AG

(C)-00011~00013 (BOX413).

(9)『朝日新聞の九十年』は、この二つの記事は「米国や米軍にかなり強くあたっているが、これを読んだ当時の日本人のほとんどが強くうなづいたであろうような記事」と説明している(430ページ)。確かに、これら記事に「強くうなづく」日本人がいたかもしれないが、記事は事実報道に見せかけ、間接的な形式をとった「朝日新聞」の意見表明である。

(10)外務省編『終戦史録』(1952年 新聞月鑑社)633ページ。

(11)細川隆元『朝日新聞外史 騒動の内幕』162ページ、167ページ。また、彼は、「朝日」の転換が、「毎日」「読売」より「モッサリとした作り方だったことは事実」であると記している。

(12)例えば、問題となった「求めたい軍の釈明」という記事と同日に掲載された社説「東条軍閥の罪過」では、比島の日本軍の暴行に「限りなき憤激さへも覚える」と、反省の意を表し、記事とは異なる論調である。

(13)「昭和二十年八月十五日以降本省通牒編冊(長野県)検閲係」返還文書(国立公文書館所蔵)。同じ文書が「占領軍進駐ニ伴フ報道取扱要領(岩手県)特別高等課」にも綴り込まれている。引用した文言は、文書中に「註」として挿入されている。

(14)"Attitude of ASAHI to SCAP Policies" from OCCIO to Chief of Staff (1945.9.22). enclosure in "Censorship, Asahi" RG331 CIS-02402 (BOX8522). "Press Code Violations" RG331 CIS-01768~01770 (BOX8561)にもある。

(15)"Memorandum for Record" (1945.9.18). enclosure in "Censorship, Asahi" RG331 CIS-02402 (BOX8522).

細川隆元『朝日新聞外史 騒動の内幕』81ページは、リプレー、ライアンの訪問について別なふうに記している。細川によれば、先の註(6)の通り、17日にライアンに電話で呼出され、注意があった後、翌18日再びライアンから、これから出かけて行くから社の幹部を集めておくようにとの電話があり、社長以下が待っていたところ、ライアン等が来社し、彼等から初めて2日間の発行停止とその理由を聞かされたという。

また千葉雄次郎回顧談(「戦後新聞史・朝日の業務停止前後」「新聞協会報」1952

年9月22日号)では、18日司令部から呼出があったので、細川隆元編集局長を派遣したころ、フーバー大佐以下が情報局総裁、部長、細川を並べ、業務停止とその理由を通告した。帰社した細川から命令を聞いた千葉は、納得できなかつたため、鈴木と共にフーバーのもとに赴き懇談したとされる(千葉雄次郎は「朝日新聞発刊停止」『文藝春秋』1957年臨時増刊・新聞ラジオ読本、『別冊新聞研究・聴きとりでつづる新聞史』第18号でも、ほぼ同様な経過を語っている)。これによれば、17日に呼び出されたというのは、細川の記憶違いで18日であろう。先の註(6)の通り、間接統治の手続を守るGHQは日本政府に「朝日新聞」の発行停止を命令し、理由を朝日新聞社に送るように指示しているが、直接渡したこともありえる。ただし、細川や情報局総裁を呼び出した記録は、占領軍側にはない。また、18日発行停止当日に千葉と鈴木が、フーバーに会ったというのは、千葉の記憶違いで、占領軍の記録通り19日であろう。

(16) "Memorandum" (1945.9.20). enclosure in "Censorship, Asahi" RG331 CIS-02402 (BOX8522).

(17) 前掲『別冊新聞研究』千葉雄次郎回顧談でも「フーバーは人づきあいの上手な人で」と好印象を語っている。

(18) 江藤淳氏は、「『朝日新聞』の紙面を見るかぎり、敗戦直後の日本人がポツダム宣言受諾による降伏を有条件的降伏、やがて開始されるべき連合国軍の占領を保障占領と考えていたことは、ほとんど議論の余地がないもののように思われる」と主張している(『忘れたことと忘れさせられたこと』)(1979年 文藝春秋社) 11-12ページ。

さらに、同氏は、「同盟通信社以下の日本の報道機関が、このように果敢な活動をつづけられたのは、連合国と日本の地位は対等であり、相互の関係は双務的であって、その契約はポツダム宣言および降伏文書によって保障されている、と確信していたためである。換言すれば、彼らは正当にも、ポツダム宣言第十三項が明示する通り、「無条件降伏」したのは「全日本軍隊」のみで、政府と国民は同宣言の提示した条件を受諾して降伏したのだと解釈していたのである」(『閉ざされた言語空間』148ページ)とも主張している。

確かに、「朝日新聞」の論調は、対等の関係が成立するかのように報道してい

るが、それは彼等が日本の降伏が無条件降伏ではないと考えていたことを意味するのではなく、国民に向かって「国体」は「護持」された体裁を維持するための虚勢であったと考えられる。「朝日新聞」が日本の降伏は無条件降伏ではなく、占領軍と日本が対等であるという「確信」を持っていなかったことは、9月19日、彼等が占領軍と対面した際に、そのような主張を「確信」をもって展開することはなかったことからも明らかである。

(19) 会合で主として話した鈴木であるが、それが鈴木個人の見解というより、事前に相談した上での朝日新聞社の見解であったことは確実である。細川隆元『朝日新聞外史 騒動の内幕』で細川は、鈴木の弁明とほとんど同じ主張を書いているのである。

(20) こうした「朝日新聞」の態度変化は、朝日新聞社内の主導権の変化と結びついていることは、容易に推測できるが、今回は割愛する。

(21) "Attitude of ASAHI to SCAP Policies" from OCCIO to Chief of Staff (1945.9.22). enclosure in "Censorship, Asahi" RG331 CIS-02402 (BOX8522). "Press Code Violations" RG331 CIS-01768~01770 (BOX8561)にもある。

この文書で朝日新聞社のスポーツマンとされている人物は、経緯から見て、鈴木文四郎であることは容易に推定できる。

(22) 前掲拙稿「アメリカの占領言論政策の形成過程—占領期メディア研究序説」『年報近代日本研究』第12号（1990年）参照。

(23) "Censorship, Asahi"というファイルは、CCDのファイルで、ここに綴じ込まれているのは、提出された書類の控であるため添付物が残っていないのであるが、提出先関係の部局資料も探しても見出せなかった。

(24) 「朝日新聞」は、発行停止後、9月21日から再刊したので、差し出した社説（英文では単数形）は9月21日の「重臣責任論」、9月22日の「戦争の責任果して如何」のどちらかである。「重臣責任論」も近衛文麿などの戦争責任を論じているが、より積極的より包括的に論じ論旨鮮明なのが、「戦争の責任果して如何」である。

なお、9月21日「重臣責任論」は、発表当時、近衛文麿秘書細川護貞も「近衛公攻撃」として注目しているが、「総理秘書官太田照彦氏の画策する所」と推測

している（細川護貞『細川日記』 1978年 中央公論社 443ページ）。

敗戦以後の「朝日新聞」論調を分析した江藤淳氏は、占領軍と朝日新聞社との裏側でのやりとりを承知していないようだが、「九月二十一、二十二両日付の「朝日新聞」社説ほど、このような占領軍の意図を忠実に代弁しているものはない」と読み取っているのは、それなりにあたっている（『忘れたことと忘れさせられたこと』80ページ）。

(25) 「朝日新聞」1945年8月23日社説「自らを罪するの弁」については、荒瀬豊「占領統治とジャーナリズム」が鋭い分析を行っている。（東京大学社会科学研究所編『戦後改革3政治過程』（1974年 東京大学出版会））所収。

(26) この点については、この時期の東久邇内閣の動向などもあるが、敗戦前後からの日本のマスメディア動向をつかう次稿で、より詳しく論証する。

(27) "Labor Difficulties at ASAHI SHINBUN" from CCD to OCCIO. (1945.9. 22) enclosure in "Censorship, Asahi" RG331 CIS-02402 (BOX8522). この文書では、「朝日新聞」は「東京で最も自由主義的新聞」と形容されているおり、発行停止以後「朝日新聞」への評価が変わったことを示している。

(28) "Memorandum to Lt. Comdr. William H. Ryan. PPB Division" (1945.9. 26). enclosure in "No Title" RG331 CIS-01749~01751 (BOX8561).

(29) Letter from T. Hosokawa to D.D.Hoover (1945.10.2) enclosure in "Censorship, Asahi" RG331 CIS-02402 (BOX8522).

(30) Check Sheet from OCCIO Adv to C/C (1945.9.18) enclosure in "000.73: #1 Sept. 1945-Jan. 1946" RG331 AG(C)-00001~00002 (BOX413). この文書には、手書きでサザーランド参謀長承認の記入がある。

また、CISにおいて、ラジオコードも作成中である旨の注記がある。ラジオコードは、9月22日に発せられる。

(31) "General Order No.183" enclosure in "Organization of CIE" RG331 CIE (C) 00007-00010 (BOX5059).

(32) 訳文は、米軍総司令部渉外局発表を掲載した「朝日新聞」1945年9月23日によった。この渉外局発表では、プレスコードは「新聞規定」と訳され、これを掲載した「朝日新聞」は、「新聞紙法」と見出しをつけている。このほか、「日

本に与うる新聞道則」という訳も用いられ、定訳がないため、本稿では、そのままプレスコードとすることとする。

(33) 「毎日新聞」1945年9月30日「東京三紙発禁は指令の精神に違反」。同日の「読売新聞」も同様な記事を掲げている。

(34) 「朝日新聞」1945年9月21日。

(35) 「天皇会見をスクープした従軍記者」週刊新潮編集部『マッカーサーの日本』(1970年 新潮社) 64ページ参照。

(36) 矢部貞治『近衛文磨』下巻(1952年 弘文堂) 581ページ。細川護貞『細川日記』(1978年 中央公論社) 439ページには「マッカーサー司令部と交渉ある者からの風説」から記者会見の話がちあがったと、暗にGHQから示唆があったことを述べている。

(37) 前掲『細川日記』439から441ページ。近衛と木戸が協議した記述の直後、「明日、公はマッカーサーと会見の予定」とあり、近衛がマッカーサーとの会見で、記者会見を話題に出したことは十分考えられる。

また藤田尚徳『侍従長の回想』(1987年 中央文庫) 176ページによれば、GHQが連合国記者の天皇接近を警戒し、「制限」していたという。接近できた二人の記者は、GHQの公認であったのであろう。

(38) 伊藤隆、渡邊行男編『続重光葵手記』(1988年 中央公論社) 252ページ。

(39) 『細川日記』441ページ。

(40) 前掲『続重光葵手記』259ページ。

重光は手記の別の箇所で、「記者（重光のこと）は一四日近公の来訪を受け、之を知り、只唖然たるのみ。事茲に至りては遂に記者の閣内に止まるの無意義なるを感じるに至れり」と、外相辞任が記者会見反対に起因するように語っている。

(41) 木戸幸一『木戸幸一日記下巻』(1966年 東京大学出版会) では、9月15日に「米国記者の拝謁希望の件につき、松平秘書官長と打合す」とあり、以下9月19日に「マ元帥司令部へ侍従長御差遣、新聞記者と御会見の件につき連絡ありたり」、9月20日に石渡、近衛、吉田などと相談、9月21日、石渡と相談などの記述がある。

(42) 「UP社長ベーリー及びニューヨクタイムスのクルックホーンに対する天皇の回答・幣原男爵原案」(英文) 木戸幸一日記研究会編『木戸幸一関係文書』(1966年 東京大学出版会) 512ページ以下。9月25日付けで外務大臣秘書官を通じて内大臣宛送付されたと注記があり、会見当日の日付である。恐らく、それ以前の会議等でまとまっていた案を清書して提出したのではなかろうか。

(43) 前掲矢部貞治『近衛文磨』下巻582ページ。

なお、*New York Times* 記事中にも "The interview had been authorized by Gen. Douglas MacArthur and the Emperor. The Emperor relied greatly upon the wisdom and statesmanship of the Supreme Commander for the Allied Powers" とあり、会見が天皇・GHQ双方の承認を得て行われたことを明記している。

(44) 原題は、"HIROHITO IN INTERVIEW PUTS BLAME ON TOJO IN SNEAK RAID; SAYS HE NOW OPPOSES WAR"である。言うまでもなく、9月25日の会談が時差の関係で、日本時間では翌日、アメリカ東部時間では同じ9月25日に掲載されたのである。

記事の詳細は割愛せざをえないが、質問に対する答えと、クルックホーンの天皇観察とから成り、天皇の観察描写の部分は日本の新聞では翻訳掲載されなかつた。

(45) 入江為年監修『入江相政日記』第2巻 (1990年 朝日新聞社) 10ページ。

当日、既に「非常によい記事」であることを知っていたということは、クルックホーンは掲載前に記事内容を日本側に知らせたのであろうか。

(46) 以上の経過は、日本新聞公社機関紙「日本新聞報」1945年10月2日「東京各紙発禁処分」。

(47) 前掲「日本新聞報」1945年10月2日「東京各紙発禁処分」。

(48) *New York Times* 1945.9.25 "Emperor May Visit MacArthur".

会談が実現する経過については、本稿の専外であるが、児島襄『日本占領』(1987年 文春文庫) 131ページ以下が詳しく、また関連する外務省資料が公開されており、江藤淳編『占領史録1』(1989年 講談社学術文庫) に収録されている。

(49) 会談の片方当事者が会談内容を語ったのが、「すべての決定と行動に対する全責任を負う」と天皇が語り、マッカーサーが感動したという『マッカーサー

回想記』の有名な記述であり、それは半ば「神話」化されているのであるが、その信憑性については多くの疑問が出されている。最近の代表的研究は、豊下櫛彦「天皇・マッカーサー会見の歴史的位置」『世界』1990年2月号、3月号、松尾尊允「考証昭和天皇・マッカーサー元帥第一回会見」『京都大学文学部研究紀要』第29号（1990年）。

また、通訳にあたった奥村勝蔵が「手記した会見記録」が資料の出所の説明なしに、児島襄『天皇と戦争責任』（1991年 文春文庫）49ページ以下に収録されている。

(50) 「昭和二十年九月二十七日 警保局検閲課長 長野県警察部長宛 新聞記事取締ニ関スル件」『昭和二十年八月十五日以降差止事項編冊』返還文書（国立公文書館所蔵）。

内閣情報局が、各新聞社に送った通達も同文である。内閣情報局通達の原文は、各新聞社に保存がないとのことで、原資料の確認はできなかつたが、高桑幸吉『マッカーサーの新聞検閲』（1984年 読売新聞社）45ページに読売新聞社への通達として掲載されているものによれば、内務省が各県警察に出した通達と同文である。なお、高桑氏によれば、この資料は現存しないが、確実な資料であるとのことである。

(51) 坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス』（1989年 山川出版社）73ページ。

(52) "PICTURE OF HIROHITO TAKEN BY ARMY MAN" *New York Times* 1945.9.28. 彼によれば、写真は三枚撮影され、もっともできがよかつた最後の一枚が公表されたという。三枚の写真全部は、ジェンターノ・フェーレイス『マッカーサーの見た焼跡』（1983年 文藝春秋社）に収録されている。

(53) 前掲高桑幸吉『マッカーサーの新聞検閲』は、この説であるが、その資料的根拠の記述がない。

(54) 每日新聞社『毎日新聞百年史』（1972年 每日新聞社）214ページ。この記述の典拠はあげられておらず、同じく当事者であった朝日新聞と読売新聞の社史には、このような記述はない。

また、当時、朝日新聞記者であった熊倉正弥も伝聞のようだが、外務省の掲

載禁止があったと記している（熊倉正弥『言論統制下の記者』1989年 朝日文庫150ページ）。

(55) 写真は、日本の新聞に載ったものと同じであるが、上半身だけの部分写真で、電送のため余り鮮明ではない。

(56) 「新聞紙差押処分ニ関スル件 内務省検閲課」「諸達書類編冊」(千葉県) 特別高等課 返還文書 (国立公文書館所蔵)。

(57) 「容疑新聞写真稟申ニ関スル件 警保局新聞課長宛千葉県警察部長発」「諸達書類編冊」(千葉県) 特別高等課 返還文書 (国立公文書館所蔵)。

(58) 高橋絃『陛下、お尋ね申し上げます』(1988年 文春文庫) 392ページ。

(59) 前掲松尾「考証昭和天皇・マッカーサー元帥第一回会見」。

(60) 「内務省警保局検閲課長ヨリ警察部長宛暗号電報訳文」『昭和二十年新聞紙出版物差押通牒綴』(山形県) 特別高等課 返還文書 (国立公文書館所蔵)。この文書では、「朝日」「読売」への発売禁止差押えと「毎日」へのそれとは別に行われており、本来、「毎日」に記事には問題がなかったにもかかわらず、「朝日」「読売」との釣り合い上処分したという事情を裏付けている。

また、これに伴い、「朝日」等の記事を転載した地方紙も処分された。

(61) "MACARTHUR DROPS JAPAN'S CENSORS" *New York Times* 1945.9.29。記事の中で発禁事情を語っている内閣情報局のT.Urabeは、情報局総裁官房審議室の占部敏男であると推定できる。

(62) "HIROHITO DID ASSAULT TO TOJO" *New York Times* 1945.10.2。クルックホンの掲げた正式回答文の原文を紹介すれば、"His Majesty had no intention to have the warrescript used as General Tojo used it"である。

(63) 「朝日新聞」1945年9月29日「全世界平和に寄与」。「読売新聞」1945年9月29日「平和保持の御信念」。

(64) 9月下旬という時期は、占領軍によって同盟通信社の海外送受信が禁止され、しかも「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読売新聞」三社は、同盟解散を促進するため、それぞれ海外通信との契約を急いだ時期である。「朝日新聞」はAP通信とニューヨークタイムス、「毎日新聞」はUP通信、「読売新聞」はAP通信とINS通信と契約した。同盟の解散問題は、前掲拙稿「同盟通信社解散—占期メディ

ア史研究』で論じた。

(65) 前掲『続重光葵手記』267ページ。

(66) 前掲「日本新聞報」1945年10月2日。

(67) 前掲細川隆元『朝日新聞外史』88ページ。千葉雄次郎は、発禁処分通知があったので、彼自身がフーバーに電話したところ、取消となったと語っており、細川の回顧と異なる。

(68) 「新聞紙ニ対スル発売頒布禁止並ニ差押処分取消ニ關スル件」『昭和二十年新聞紙出版物差押通牒綴』(山形県) 特別高等課 返還文書(国立公文書館所蔵)。

ただし、9月28日付け「東京新聞」は、既に没収済みであつたらしく、現在原物が残っていない。

(69) 「朝日新聞」等の報道では、「指令」は、9月27日付けで29日午前に日本政府に手渡された。

(70) "Elimination of Gouovernment Restriction on Free Communcation" from CCD to OCCIO (1945.9.27) enclosure in "000.76: #1 Sept. 1945-Dec. 1945" AG(C)-00011-00013 (BOX413)

この布告では、先の註(28)に引用した朝日新聞細川編集局長への聞き取り調査の結果がそのまま生かされている。

(71) 江藤淳『閉ざされた言語空間 占領軍の新聞検閲と戦後日本』(1989年文藝春秋社) 171ページ。

(補注) 敗戦前後の新聞論調の分析については、拙稿「八月十五日と新聞」『成城文藝』第143号を参照願いたい。